

いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

事務所だよりも第1号から始まり、今月で第300号になります。

月に一度の作成ですので25年間続けてこられたことに驚きと感謝です。

また今後もご愛読いただければ幸いです。

令和2年分から個人の青色申告控除額が55万円に引下げ

国の施策は、キャッシュレス、電子化ですね、これを推進するために今までも何度かおいしい特典を付けています。今はコンビニで買い物をする場合、現金よりもカードや電子マネーの方が安く買えます。

電子申告を推進するために、ついに青色申告控除額を10万円引き下げ脅しをかけてきました。基礎控除額は10万円上がるので青色申告控除額が10万円引き下げられても実質変わりありません。

しかし電子申告をすれば青色申告控除額は65万円のまま、つまり基礎控除が10万円増えた分減税になります。

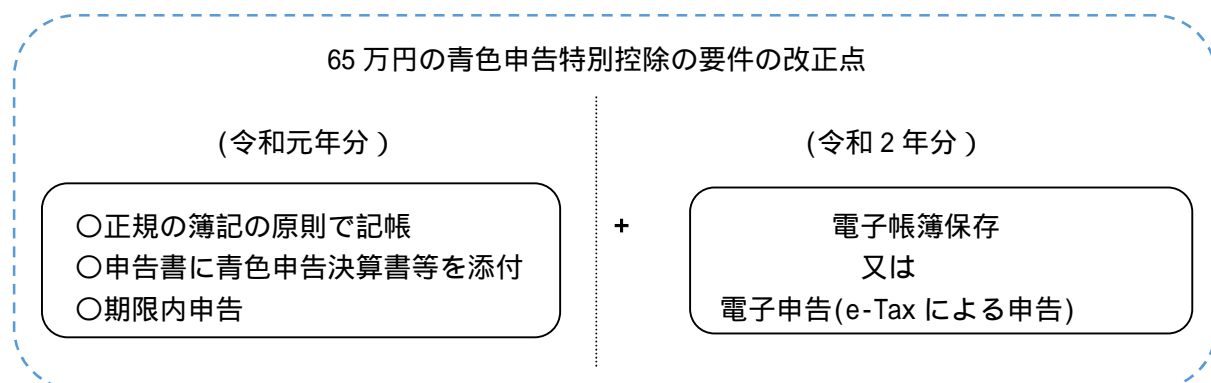
「平成30年度税制改正で給与所得控除の最低保証額が65万円から55万円に引き下げられることに伴い、正規の簿記の原則に従って記録した者に係る「青色申告特別控除の控除額」が、一定の場合を除き、65万円から「55万円」に引き下げられる、ただ、改正前の適用要件に加えて、電子申告又は電子帳簿保存を行う場合は、引き続き「65万円」の青色申告特別控除を適用できる。令和2年分以後の所得税について適用される(平成30年 改正法附則70)」

具体的には、

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の規定に基づく承認を受けて、電帳法に定める電磁的記録の備付け及び保存等、

e-Taxによる電子申告における確定申告書・青色申告決算書等のデータの送信のいずれかを行うことで、引き続き65万円の青色申告特別控除を適用することができる。

電子申告や電子帳簿保存の場合は65万円を適用可



当事務所では、法人・個人等すべてのお客様の申告は電子申告で行っております。